

令和6年度 香取市まちづくり支援員募集要項

市では、香取市まちづくり支援員設置要綱に基づき「香取市まちづくり支援員」を募集します。市がまちづくり支援員により地域対策を実施する基本的な地域単位は、地域住民で組織された「住民自治（まちづくり）協議会」の範囲です。

1 募集内容

- (1)募集職種 まちづくり支援員
- (2)募集人員 若干名

2 募集の趣旨

香取市において、令和4年度に佐原、山田、栗源地域が過疎地域に指定されました。市内では少子高齢化に伴い、多くの地域が生活面での支え合い機能の低下、身近な生活交通手段の不足、空き家の増加、森林の荒廃、耕作放棄地の増加などが見られ、大きな課題となっています。

これらの地域が直面する課題に対応するために市民協働を具現化する仕組みとして、市ではまちづくり条例を施行し、市内23の小校区（佐原小校区を除く）で住民自治協議会が設立されました。早いところでは設立から10年以上が経過し、コミュニティ増進を通して公益的な活動を行うなど一定の成果を上げています。

地域の課題解決に取り組むために住民自治協議会の役割が期待されていますが、現状の運営体制の限界を見据え、地域活動に対する関与意欲の向上及び参画する住民の掘り起こしを図ることが、住民自治協議会の更なるステップアップのためには必要です。このため、市では、住民自治協議会を人的に後押しするため、総務省の集落支援員制度を利用したまちづくり支援員制度を導入しています。

3 まちづくり支援員の職務

地域の様々な状況確認をはじめ、地域の課題に関する住民同士の話し合いなどに従事し、解決の手段や可能性を探り、地域の課題解決プランを提案・実践していくのが、まちづくり支援員の職務です。

まちづくり支援員が役割を実施する基本的な地域単位は、地域住民で組織された「住民自治（まちづくり）協議会」の範囲です。

【職務内容】

一つの協議会を担当または、複数の協議会の部分的な活動を後押しすることに従事します。

- (1) 地域への巡回、状況把握（点検）
- (2) 話し合いによる地域の課題やニーズ、在り方などの把握
- (3) 協議会を担う人材の掘り起こし、育成
- (4) 住民自治協議会の運営（事務局機能）や活動の後押し
- (5) 香取市民活動支援センターの簡易な事務（コピー印刷、窓口対応、電話対応など）
- (6) 会議や行事に出向き、スマートフォンで写真や動画を撮影し、まち協 SNS などに文章やハッシュタグなどを添えて投稿
- (7) モデル地域でのビジネスモデルなどの新たなモデルプラン創出活動（必須業務ではなく、選択制）

4 応募資格

- (1) 令和 6 年 4 月 1 日時点で満 18 歳以上の人。住所地や出身地は問いません
- (2) 心身が健康で、地域まちづくりに対する熱意のある人で、地域コミュニティ形成及び地域活動の活性化に積極的に取り組める人
- (3) 常に誠意をもって業務に従事し、担当地域の維持・活性化に必要な知識を深めるための自己研鑽に努められる人
- (4) 普通自動車運転免許を所持し、実際に運転できる人
- (5) スマートフォンなどによる写真・動画撮影、パソコンで文章作成ソフトや表計算ソフトなどの基本的な操作ができる人

5 受験できない人

地方公務員法第 16 条の規定に該当する人は、受験できません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (2) 香取市職員としての懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人
- (3) 人事委員会または公平委員会の委員の職にあつて、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた人
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した

政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

6 勤務条件など

- (1)任用形態 会計年度任用職員となります。一般職の地方公務員で、地方公務員法の服務に関する各規程が適用されます。守秘義務があり、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。また、退職後も同様です
- (2)任用期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- (3)再度の任用 活動実績や報告書などの成果により、翌年度以降も再任される場合があります
- (4)勤務場所 みんなの賑わい交流拠点コンパス3階市民活動サポートセンター内（住所：千葉県香取市佐原イ134-3）が基本的な勤務場所となり、住民自治（まちづくり）協議会の地域を巡回します
- (5)勤務日・勤務時間 原則として火～日曜日のうち週3日、うち土日のいずれかは出勤となります。勤務時間は1日7時間（午前9時～午後5時）が基本となります。但し、会議やイベントなどでフレックス制による休日勤務、夜間勤務となる場合もあります
- (6)休館日 勤務する施設に準じます
- (7)休暇 年次有給休暇などの制度があります
- (8)報酬など
 - ①報酬 月額 118,000円
 - ②手当 通勤距離が2km以上の場合、市の規定に基づき通勤費相当額（上限あり）が支給されます。但し、扶養手当、住居手当などは支給されません。新規雇用者には期末・勤勉手当として12月に265,500円を支給。2年目以降の雇用者には前述手当を6月、12月にそれぞれ支給。
 - ③社会保険 健康保険、厚生年金保険、雇用保険が適用されます
 - ④災害補償 公務上の災害又は通勤による災害補償制度があります
- (9)活動経費 消耗品費、研修費などは予算の範囲内で市が負担します

7 審査方法、試験内容など

- (1)第1次審査 書類審査を実施します。応募資格の確認、文章能力などを評価します
- (2)第2次審査 個別面接試験を実施します。主に、人物、識見、職務適

正、対人関係能力などを評価します

8 応募方法など

(1) 応募書類 ※応募書類は返却しません

① 応募用紙（市ホームページからダウンロード
または市民協働課窓口配付）

② 活動目標レポート（市ホームページからダウ
ンロードまたは市民協働課窓口配付）

③ 履歴書

④ 普通運転免許証の写し



(2) 受付期間 令和5年11月30日まで。但し、土日祝日を除く平日の
午前9時から午後5時まで

(3) 提出先 香取市役所2階 市民協働課 市民活動支援センター
香取市佐原口2127番地 電話：0478-50-1213

(4) 提出方法 上記へ持参 ※事前に来庁日時をお知らせください

(5) 問合せ先 上記と同じ

9 審査及び合格発表の日時場所

(1) 第1次審査の結果発表 合否に関わらず郵便により通知します

(2) 第2次審査の日時場所 第1次審査合格者へ郵便により通知します

(3) 第2次審査の結果発表 合否に関わらず郵便により通知します

10 採用

(1) 採用日 令和6年4月1日の予定です

(2) 必要書類 別途指示する健康診断書などの提出が必要で、当該書類の
確認後に採用となります

(3) 条件付採用 地方公務員法第22条第1項及び第22条の2第7項の
規定に基づき、採用はすべて条件付きとし、採用後1か月間を良好な成績
で勤務した場合に、会計年度任用職員として正式採用となります

(4) 採用の取消 応募書類などの記載事項が正しくないことが判明した場
合、採用を取り消すことがあります